



第 28 号

昭和38年 3月20日印刷  
昭和38年 3月25日発行

発行所  
宇都宮市旭町1-3,427  
宇都宮商工会議所  
電話(2) 2,622 3,072 番  
2,905 0,533 番

編集者兼  
発行者 藤生善之助  
印刷者 秋場栄吉  
宇都宮市旭町2丁目  
印刷所 三共印刷株式会社  
電話(2) 4,006・6,481 番

## 中小企業基本法案について

— 今国会に上程中 —

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第八条)

#### 第二章 中小企業構造の高度化等(第九条—第十六条)

#### 第三章 事業活動の不利の補正

#### 第四章 小規模企業(第二十三条)

#### 第五章 金融、税制等(第二十四条・第二十五条)

#### 第六章 行政機関及び中小企業団体

#### 第七章 中小企業審議会(第二十八条—第三十三条)

#### 附則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の原理を基調とする経済社会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとって、今後とも変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとって大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の不足は、中小企業の経済的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しようとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の地位の向上に資することにありとする。

#### (中小企業者の範囲)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が前条の目標を達成するため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

#### (国の施策)

第三条 国は、第一条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 近代化設備の導入等中小企業の設備の近代化を図ること。

- 二 技術の研究開発の推進、技術者の養成等によって中小企業の技術の向上を図ること。

- 三 近代的経営管理の方法の導入、経営管理者の能力の向上等によって中小企業の経営管理の合理化を図ること。

- 四 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場

店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化（以下「中小企業構造の高度化」と総称する。）を図ること。

五 中小企業の取引条件に関する不利を補正するように過度の競争防止及び下請取引の適正化を図ること。  
六 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

七 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によって中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ること。  
八 中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

2 前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し国民経済の均衡ある成長発展に資するように講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（中小企業者の努力等）

第六条 中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、生産性及び取引条件の向上に努めなければならない。

2 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、第三条第一項又は第四条の施策の実施について協力するようになければならない。

（調査）

第七条 政府は、中小企業政策審議会の意見をきいて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

（年次報告等）

第八条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 中小企業構造の高度化等

（設備の近代化）

第九条 国は、中小企業の設備の近代化を図るため、中小企業者が近代化設備の設置その他資本装備の増大、設備の配列の合理化等を行うことができるように必要な施策を講ずるものとする。

（技術の向上）

第十条 国は、中小企業の技術の向上を図るため、試験研究機構の整備技術の研究、開発の推進、技術指導及び技術者の研修の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（経営管理の合理化）

第十一条 国は、中小企業の経営管理の合理化を図るため経営の診断及び指導並びに経営管理者の研修の事業の充実、経営の診断及び指導のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（企業規模の適正化）

第十二条 国は、中小企業の企業規模の適正化を図るため中小企業者が企業の合併、共同出資による企業の設立等を円滑に行なうことができるようにする等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前三条の施策を講ずるにあつては、中小企業の企業規模の適正化につき必要を考慮を払うものとする。

3 政府は、特に中小企業の企業規模の適正化を必要とする業種について、適正な生産の規模その他の適正な企業の規模を定め、これを公表しなければならない。

（事業の共同化のための組織の整備等）

第十三条 国は、第九条から前条までの施策の重要な一環として、事業の共同化又は相互扶助のための組織の整備工場、店舗等の集団化その他事業の共同化の助成等中小企業者が協同してその設備の近代化、経営管理の合理化企業規模の適正化等を効率的に実施することができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（商 業）

第十四条 国は、中小商業について、流通機構の合理化に即応することができるように、第九条又は第十一条から前条までの施策を講ずるほか、小売商業における経営形態の近代化のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小商業について第九条もしくは第十一条から前条まで又は前項の施策を講ずるにあつては、地域的条件につき必要な考慮を払うものとする。

（事業の転換）

第十五条 国は、中小企業者が需給構造等の変化に即応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるにあつては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

（労働に関する施策）

第十六条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業訓練及び職業紹介の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

## 第三章 事業活動の不利の補正

（過度の競争の防止）

第十七条 国は、中小企業の取引条件の向上及び経営の安

定に資するため、中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるようにその組織を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(下請取引の適正化)

第十八条 国は、下請取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止等必要な施策を講ずるとともに、下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるようにするため必要な施策を講ずるものとする。

(事業活動の機会の適正な確保)

第十九条 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業者の事業活動の機会の適正な確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(国等からの受注機会の確保)

第二十条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に關し、中小企業者の受注の機会を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(輸出の振興)

第二十一条 国は、中小企業が生産する物品の輸出の振興を図るため、中小企業が生産する輸出に係る物品の競争力を強化するとともに、輸出取引の秩序の確立、海外市場の開拓等必要な施策を講ずるものとする。

(輸入品との関係の調整)

第二十二条 国は、主として中小企業が生産する物品につき、輸入に係る物品に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、物品の輸入によってこれと競争関係にある物品を生産する中小企業に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 小規模企業

第二十三条 国は、小規模企業者(おむね常時使用する従業員数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう)に対して第三条第一項の施策を講ずるにあつては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように必要な考慮を払うものとする。

第五章 金融、税制等

(資金の融通の適正円滑化)

第二十四条 国は、中小企業に対する資金の融通の適正円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。

(企業資本の充実)

第二十五条 国は、中小企業の企業資本の充実を図るため中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 行政機関及び中小企業団体

(中小企業行政に関する組織の整備等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(中小企業団体の整備)

第二十七条 国は、中小企業者が協力してその事業の成長発展と地位の向上を図ることができるように、中小企業者の組織化の推進その他中小企業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第七章 中小企業政策審議会

(設置)

第二十八条 総理府に、附属機関として、中小企業政策審議会(以下「審議会」という)を置く。

(権限)

第二十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三十条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第三十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十二条 審議会の庶務は、中小企業庁官官房において処理する。

(委任規定)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中輸出会議の項の次に次のように加える。

中小企業政  
策審議会

中小企業基本法(昭和三十八年  
号)の規定によりその権限に属せしめ  
られた事項を行なうこと。

# 中小小売業者の協業化による

## スーパーマーケット

### 寄合百貨店設立について

中小企業庁から都道府県あてに、標記のことに關して次の文書(1月30日付)が出ましたのでご参考までにお知らせします。

中小小売業者の協業化によるスーパーマーケット・寄合百貨店設立の実態調査依頼について

昭和三十八年度予算として一億四千万円をもって協業化による中小小売業形態の近代化をはかるため、中小小売業者が共同してスーパーマーケット・百貨店または寄合百貨店を設立するものについて、その建物の設置資金の助成を左記により行なうことになりました。

ついでに、現在までに協業化の行なわれた事例の実態を承知いたしたいので別紙の事項についてご調査の上、二月末日までにご報告下さるようお願いいたします。

記

#### (1) 助成対象

中小小売業者が、協業によって設立するスーパーマーケット、あるいは百貨店形式の店舗

#### (2) 助成の内容(現在検討中であるが概ね次の通り)

協業化によって設立する店舗の建設に要する資金の一部について、都道府県が無利子資金の貸付けを行ない、国はそのために必要な資金の二分の一を都道府県に貸付け、貸付比率は設置資金の二分の一を都道府県が貸付けらる。

償還期間は五年とする。

#### (3) 助成の基準

(現在検討中ですが、概ね次の通り)

#### イ、形態

(1) 中小小売業者が他の中小小売業者と合併もしくは、他の中小小売業者とともに出資して新たに法人を設立した場合における当該合併後存続する法人、もしくは、当該合併により設立した法人、もしくは、当該出資に基づいて設立した法人の設置する小売商業の近代化のための施設。

(2) 事業協同組合もしくは、事業協同商工組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る)の設置する小売商業の近代化のための施設。

ロ、規模  
売場面積二〇〇平方メートル以上一、五〇〇平方メートル以下のもの及び倉庫、事務所等については売場面積の三〇%までを助成の対象とする。

ハ、建物の種類  
鉄筋・鉄骨等の耐火建築

ニ、協業化する企業数

**ブロック専門建築 土木コンクリート製品**

営業品目  
ブロック各種製造販売  
ブロック建築設計施工  
歩道平板・L型・U字溝  
万年堀・欄渠・護岸ブロック

**パスキンのブロック工業株式会社**

本社 宇都宮市戸祭 1,802 TEL. 宇都宮(2) 7361  
工場 宇都宮市野沢町640の4 TEL. 徳次郎 2735

(別紙)

中小小売商の協業によるスーパーマーケット寄合百貨店の調査事項

- 1 スーパーマーケットあるいは寄合百貨店の名称・所在地
- 2 代表者名
- 3 開店時間
- 4 資本金(出資金)
- 5 出資者構成(出資者の業種・規模と出資額)
- 6 建物所有形態(自己所有・借家の別)
- 7 建物構造(鉄筋・木造等の別、一階建・二階建等)と建築所要資金及び坪数
- 8 土地の所有形態(自己所有・借地の別)と入手経路及び坪数
- 9 売場面積・倉庫・事務所等の面積、出来れば配置図
- 10 従業員数(販売関係・その他別)
- 11 役員構成と組織管理(出資者と役員との関係・経営方針の決定と権限の委譲状況)
- 12 取扱品目と最近一年間の売上額
- 13 平均利市と商品回転率
- 14 計数管理の状況と指導をうけたところがあればその指導先名
- 15 仕入先の選定方法
- 16 立地条件と設立の動機(例えば商店街への顧客誘導のため等)
- 17 その他参考とすべき事項

## ★さくら祭開催期日子報!!

恒例の本年度さくら祭が陽春の四月、次の予定期日にて開催のことに、過日の関係者会議で決定されました。桜花らんまん、そぞろ吹く春風のもと、近郊近在の例年の入出に、春ものの商戦期を迎え、春の大鳥空のご招待、連合福引大売出し等の多彩な催しによる、全市商店の売上げの増進が、今から大いに期待されます。

記

予定期日・四月五・六・七・八・九日の五日間

## 当所創立七十周年記念 事業について御協力方 お願い

宇都宮商工会議所は、本年創立七十周年を迎え、その意義すべき記念事業のひとつとして「宇都宮商工会議所七十年史」を編さん、発刊致すこととなりました。

その内容には、当所の現在までの事績は勿論ですが、バック・ボーンたる宇都宮が今日まで歩み続けて来た、七十年の永き歳月をできるだけ鮮明に蒐録して、後世への資料とし且つは将来へのよき指針とも致したき所存でございます。つきましては当市の古き姿を今に伝える写真等のコレクションや、七十年史を飾るにふさわしい文献・故実など、その他資料となるものが、もし皆様のご家庭にございましたなれば、ぜひご貸与頂き、当所出版にご協力下さいませようお願い申し上げます。

目下鋭意編集致しておりますが、できうれば四月中旬ごろまでに、資料を取り纏めたく存じおります。

なお七十周年を記念して皆様ご案内の「宮の秋まつり」を機会に、「宇都宮商工業七十年の歩み」の参考品展示会を催す計画にて、着々準備を進めておりますので、これに対しましても前記同様、文献・写真その他、宇都宮七十年の歩みを象徴する品物等、なんでも結構ですから、これまたご貸与方ご協力下さるようお願い致します。

誠にお手数にて恐れ入りますが、お電話なり、葉書なりでご一報いただければ、直ちに係員が参上いたしますからよろしくご協力の程お願い申し上げます。

宇都宮商工会議所

創立七十周年記念事業準備委員会

土木建築請負業  
(装飾設備施行)

藤 田 組

藤田宗太郎



宇都宮市清水町388  
電話 (2) 3959

## 日商だより

### 第94回常議員会開催

- 一、日時 昭和三十八年一月二十三日(水)十五時～十七時
- 二、場所 日商会員談話室
- 三、当所より河合副会頭・小川事務局次長出席
- 四、報告事項

- (1) 昭和三十七年十二月業務概要報告
- (2) 昭和三十八年一・二月業務予定報告
- (3) 第十八回観光委員会よりの報告
- (4) 第一回国際経済特別委員会よりの報告
- (5) 第二十一回中小企業委員会よりの報告
- (6) 第三十九回運営委員会(第四回全国商工会議所職員共済制度小委員と合同)よりの報告
- (7) 第七回地域経済開発特別委員会よりの報告
- (8) 全国商工会議所業務概況報告(三十七年八月分)
- (9) その他

### 五、協議事項

- (1) 日本商工会議所議員選任に関する件
- (2) 観光基本法制定促進に関する件
- (3) アジア商工会議所懇談会の開催に関する件
- (4) その他
- (5) 次回常議員会開催期日の件(二月二十日)

### 第95回常議員会開催

- 一、日時 昭和三十八年二月二十日(水)十五時～十七時
- 二、場所 第一・二会議室(東商ビル三階)
- 三、当所より藤生専務理事出席
- 四、報告事項

- (1) 昭和三十八年一月業務概要報告
- (2) 昭和三十八年二・三月業務予定報告
- (3) 第四十回運営委員会よりの報告
- (4) 第二十二回貿易委員会よりの報告
- (5) 第三十四回経済政策委員会よりの報告
- (6) 全国商工会議所業務概況報告(三十七年九月)
- (7) その他

### 五、協議事項

- (1) 新入会員承認の件(三重県鳥羽商工会議所)
- (2) 雪害対策に関する件  
(北陸信越地区商工会議所合同提案)
- (3) その他
- (4) 次回常議員会開催期日の件

## 当所の動き

### (一) 商店経営講習会開催

当所は宇都宮市と共催で昨年末実施せる西原六道商店街

における、店舗構成・陳列・照明診断の実際効果に対する、総合的商店経営の講習会を左記の通り開催致しましたところ、新設商店街の会員に対し今後の商店経営について、大いに得るところありと多大の感銘を与えました。

記

- 一、日時 三十八年一月二十五日午後一時
- 二、会場 西原町六道商店街大山魚店方
- 三、科目 「流通革命と商店経営について」
- 四、講師 東京商工会議所嘱託  
中小企業診断員 安田 正夫氏

(二)新春経済講演会開催さる

当所は恒例の新春経済講演会を日本経済新聞社後援のもとに、次の通り開催致しましたところ、刻下の経済展望に対する各方面の強い関心を窺って、聴講者一〇〇余名の参加を得、文字通り超満員の盛況にて、実際的な講演者の話術に好評さくさく、参加者に次回この種講演会の開催を早くも期待される声が大きかった。

記

- 一、日時 三十八年一月二十九日午後一時
- 二、会場 当所第一会議室
- 三、演題 景気はいつからよくなるか？
- 四、講師 日本経済新聞社東京本社  
経済部長 中川 順先生

(三)発明協会関係者県外優良工場を視察す

発明協会栃木県支部・宇都宮市並びに宇都宮発明協会・当所主催にて、次の通り県外優良二工場を視察し、躍進工業都市の鋭角に触れ、参加者全員に大きな感銘を与え、予期以上の成果をおさめました。

記

- 一、期日 三十八年二月八日八時〜二十時(貸切バス)
- 二、視察工場
  - A 千葉県野田市 株式会社野田醤油工場
  - B 千葉県船橋市 旭硝子株式会社船橋工場
- 三、参加者 宇都宮発明協会副会長 福田(新議員外五  
十名

(四)栃の実会定期総会開催さる

既報！次代をせおう青少年の余暇善用のよきつととして、各方面より大きな関心を集めて、さきに発足した「栃の実会」の本年度定期総会が、多数会員の出席を得て開催され、事業計画その他について、次のような決定をみました。

- 一、日時 三十八年二月十二日(火)十八時〜二十一時
- 二、場所 当所第三会議室
- 三、来賓 宇都宮市社会教育課 主事 道上 博司氏
- 四、議案(決定事項)
  - イ、昭和三十八年度事業の計画と収支予算
  - ロ、機関誌発行とバッヂの制定

楽しい  
くらしの  
道しるべ



うつのみや  
上製  
TEL (2) 5401

ハ、講演会・講習会・鑑賞会の開催計画

- ニ、定期集会(毎月第一・三次曜日十八時より当所に)

五、顧問・参与委嘱(敬称省略)

- 顧問 栃木 婦人少年室長 須田 み江
- 宇都宮労働基準監督署長 武井修四郎
- 宇都宮市社会教育課長 鈴木重毅
- 宇都宮市商工観光課長 萩原行男
- 宇都宮市青少年労働福祉協議会 会長 荒牧春三郎
- 宇都宮商工会議所専務理事 藤生善之助
- 宇都宮市社会教育課主事 道上博司
- 宇都宮商工会議所経営指導員小 川仁夫

(四)技術革新講習会開催さる

当所並びに日商・宇都宮市との共催により、次のとおり技術革新の講習会を開催致しました。

記

- 一、趣旨 技術関係事業所の経営並びにその革新について
- 二、期間 三十八年二月二十二日〜二十三日(十時〜十六時)
- 三、会場 みくら山会館
- 四、講師と内容
  - 1 体系組織を中心とする生産管理の合理化について 東京都工業奨励館 樋山 技師
  - 2 工程管理の技術面の改善策について 日本大学 伊藤 清和教授
  - 3 技術革新における体験発表 (株)三豊製作所 勝田 課長

なお、本講習会終了後参加者(工場または建設業等の経営者もしくは管理者)全員が出席、研究座談会を開催、受講者よりの種々の質問に対し、宇都宮市大類商工観光課長補佐並びに当所庶生専務理事より、それぞれ懇切な解説が

つた。特に藤生専務理事は、工業に閑聊する当所の意見活動、従業員訓練、商業部会への働きかけ等について詳述し、会議所活動の全貌を浮き彫りにして示した。

(六) 税務並びに決算の個別指導会開催す

当所では決算期を迎え、二月十四・十五日の二日間に行われ、決算による税務関係の諸問題の解説と指導のため、当所第一会議室において、市内業者の方々を対象として、決算個別指導会を実施した。それぞれの指導に対しては、当所専門指導員の樋口・鈴木両税理士を招き、各種税務関係申告期を控え、中の広い相談に応じ有意義裡に終了いたしました。

(七) 第二回経済講演会開催さる

全国商店街の大きな問題として、関心を高めるスーパー進出について、当所では昨年五月五日第三回海外旅行の途次、サンフランシスコ市長より、名誉市民の光栄ある鍵を受けて帰国致しました。講師を特に招聘、次のように経済講演会を開催致しました。

記

- 一、日時 三十八年三月一日十四時〜十六時
- 二、会場 当所第一会議室
- 三、講師 デパート新聞社長 小川 鏡一氏
- 四、演題 「わが国のスーパー・ディスカントハウスデパート、月賦店の在り方とアメリカの動向について」

(八) 国産品普及向上のための輸出振興技術講習会開催さる

当所では国産品の普及向上と、輸出の振興を図るため、当市内の輸出玩具製造業者を主たる対象として、日商並びに宇都宮市・栃木県商工会議所連合会との共催にて、次のように、技術講習会を開催致しました。

記

- 計量器
- 建築金物
- 土工具
- 大工道具
- 機械工員
- 非鉄金属
- 金物
- 鉄ハガネ

株式会社 齋藤五郎八商店



宇都宮市上河原町

TEL(宇都宮)(2)3510・7800番

- 一、期日 三十八年三月六日(水)十時〜十七時
- 二、場所 当所第一会議室
- 三、講師及び内容

- 1 体系組織を中心とする生産管理の合理化について  
(午前十時〜十二時) 技術士 清水 理氏
  - 2 工場管理の改善について(技術面の改善策)  
(午後一時〜三時) 技術士 柳川達吉氏
- 午後三時より全員市内工場を見学す。

互助会の融資が別枠となりました

従来保証協会との申合せでは、直接保証分を含めて、一口・三十万円が限度だったので、利用範囲もせまかった点がありました。この三月一日より、別に直接保証借りがあっても、互助会と合せ、一〇〇万円までは扱えるようになります。どうぞ二層のご利用をおすすめいたします。なお、次の制度金融分につきましては、互助会とは別枠となります。

記

- (一) 栃木県中小商業店舗改造資金
- (二) 栃木県中小企業労働福祉施設資金
- (三) 宇都宮市中小工業機械設備資金
- (四) 宇都宮市中小商工業施設改善資金
- (一) 各互助会規定の保証限度(三十万円、互助会によっては二十万円)は、別枠とする。
- (二) 但し、金融機関経由の一般保証分と合算して保証限度は一〇〇万円までとする。
- (三) 実施日 昭和三十八年三月一日より

保証料率の改訂並に実施要領に  
こと

標記のことにつきまして、こんど信用保証制度利用の、中小企業者の方の経費負担を、いくぶんでも軽減するため栃木県信用保証協会では、次のような要領にて、保証料率の改訂を、来る四月一日より実施することになりました。

記

- (一) 改訂保証料率(二件の借入れに対し)
  - イ、被保証額三十万円まで 新 日歩二厘七毛 旧 日歩三厘
  - ロ、〃 五十万円まで 〃 三厘二毛 〃 三厘五毛
  - ハ、〃 五十万円超のとき 〃 四厘二毛 〃 四厘五毛
  - (二) 適要範囲
  - イ、四月一日以降新規保証分
  - ロ、既保証分の四月一日以降貸付実行分
  - ハ、〃 〃 〃 〃 〃 〃
  - ニ、〃 〃 〃 〃 〃 〃
- 手形書替すべきもの  
月賦入金すべきもの  
(後払いの場合)

(註) 昭和三十八年四月一日以前に支払いすべき保証料の滞滞分については適用されない。  
 (3) その他  
 小口保証の料率は従前通り日歩二厘五毛です。

### 当所新規会員の御紹介

(敬称省略)

業種	住所	氏名
金銭登録機	上河原町五〇	(株)日本ナショナル 金銭登録機
理容器具	一条町二二五	(有)黒崎商会
時計	西原町三三六	若月忠一
蒲鉾製造	新宿町四六	(有)砂山蒲鉾店
ボーリング	宿郷町三三	石崎正博
自動車販売	大工町四九	(株)バブリカ栃木
鉄工業	石井町三三三	(株)高荘製作所
木材業	下川俣町四	菊地孝雄
旅館業	鑑山町一〇五	吉沢信治
鮮魚	台新田町一三三の一	野中広士
菓子	平出町四七六	石井芳三
精肉	雀宮町三、九九	(有)荒浪支店
クリーニング	旭町一、三、四三	宇都宮市商店街連盟
冷凍機	雀宮町三、四二 塙田町一七	奥山宝 栃木県冷凍機工事組合

### 「私たちのまちを美しくする運動」

の協力依頼について

わたくしたち日本人は日本の国土を愛し、美しい清潔な環境の中で生活していきたいと願っております。しかし私たちの街や行楽地は紙くづでよこれ、公園や緑地、公共の広場は荒されるなど、文化国家をめざす日本として誠に恥しい現状であります。そこで昨年四月「国土を美しくする運動中央推進委員会」が東京で結成され、続いて衆議院本会議において三党共同提案による「国土を美しくする決議」が全会一致で可決され、日本全国に本運動が強力におし進められ大きな成果を収めました。

宇都宮市におきましても昨年九月当所を始め、実行団体としての青年会議所の活発な活動等、市民各層の団体との協力によって本運動を推進することになり、その推進母体として「宇都宮市美化運動推進協議会」が本紙既報の通り結成され、着々とその成果を挙げておりますことは御高承の通りであります。

本運動もいよいよ第二年目を迎え、今年こそ本運動の目標である全市民がこぞって参加し、清潔で美しい宇都宮市

## 栃木県あらざ工業 協同組合



昭和37年度  
 従業員百余名の表彰  
 を行つた  
 理専長・中里八郎  
 宇都宮市中河原町955 TEL.(2)8459

をつくっていくことに積極的に協力致したいと思っております。それには関係団体は強力にその推進にあたるべきですが市民が自発的、自主的にとりくまなければ効果をあげることはできません。つきましてはさきへのべた趣旨ご理解の上、街の美化はまづ商店街のすみずみからをモットーに、会員の皆さんのひとりひとりが積極的に本運動にご協力下さるようお願い致します。特に左記事項につきましては特段のご協力をお願い致します。

記

(一) 本運動は市民が公衆道徳をたため、「よこさず」「ちらかさず」「こわさず」を基本といたしますが、まずよこさずのが恥しい、ちらさずのが気がひけるといぐらい、きれいにするのが大切で、そのため商店街等で清掃日あるいは美化デーを定め、定期的に全店で町内等を清掃することが望ましいわけです。

(二) 本運動実施事項中、特に道路・田川・釜川・みぞ・公共広場・空地等にゴミを捨てないように協力願います。

### 栃木県屋外広告物条例施行規則一部改正について

標記のことにつきまして去る二月四日みくらやま会館にて開催されました第四回栃木県屋外広告物審議会において施行規則の一部が、左記原案通り改正に決定され、本年四月一日より施行のこととなりましたので、現行法と改正案を併記致しましてお知らせ致します。

記

現行

栃木県規則第十六号  
 栃木県屋外広告物施行規則を次のように定める。  
 昭和三十六年三月十八日

栃木県知事 横川 信夫


栃木県屋外広告物条例施行規則

栃木県屋外広告物条例施行規則(昭和二十四年栃木県規則



**看板・装飾・ネオン  
店舗改装**

御報により参上いたします



**株式会社 共同**

本社 宇都宮市花房町1,860番地  
電話 (2) 5700・(2) 1754番

東京出張所 東京都足立区梅島町17番地  
電話 (886) 3 2 4 2 番

仙台出張所 仙台市八幡町190番地

第七十四号)の全部を改正する。

第一条乃至第二条 省略

第三条第一号乃至第三号・第四号・第五号・第七号・第八号・第九号・第十号・第十一号・第十二号 省略

第二号広告物及び広告物を掲出する物件の地表からの高さは、歩道にあつては三メートル以上、車道にあつては四・五メートル以上とする。

第六号

イ 電気装飾広告物の大きさは、広告塔及び広告板の規格の限度内とする。

ロ 省略

第十三号

イ 省略

ロ アーケードに添架する広告物については面積〇・五平方メートル以内とし、原則として同一商店街においては規格を統一するものとする。

第四条以下省略

改正。案。

栃木県規則第 号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十八年 月 日

栃木県知事 横川 信夫

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則(昭和三十六年栃木県規則第十六号)の一部を改正する。

第三条第二号中「三メートル以上」を「二・五メートル以上」に改め同条第六号イを次のように改める。

第六号

イ 電気装飾広告は、最大面積三十平方メートル以下高さは建設基盤から二十メートル以下とする。

第十三号

ロ 「面積〇・五平方メートル以内」を「横一・五メートル縦〇・五メートル以内」に改め同条に次の一号を

加える。

十四 奉仕広告

公衆のための物件の設置を行ったものが表示する広告は表示面積合計が〇・五平方メートル以内とし周囲の状況物件の内容等により美観を害さないものとする。

附 則

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

**高崎卸商業団地造成計画を視察!!**

高崎商工会議所卸商業部会では、かねてより市の広大な団地に、卸商社街を造成して、交通激甚な、そして規模拡張の余地のまったく尠ない、現住地からそれぞれの店舗を移して、集団化をはかり、同志力をあわせて経営の合理化を推進しようとの計画を、進めておるやに聞きおりました。去る一月二十八日高崎卸商社街協同組合創立総会を開催、組織及事業の概要に就いての諸議案を決議、愈々実現の段階に前進致しました。

当市の卸商業も永い伝統と信用の上に、今日の発展を迎えました。いまや流通革命と言われる時代の推移に対処して、新しい途を開拓して努めねばならない、重大な業界の転機を迎え、土地の状況、条件に於て全く同じ問題を痛感せられるものがある。二月十一日宇都宮市萩原商工観光課長、当所藤生専務理事が高崎商工会議所を訪問、これが経過内容につき詳しく調査、二月二十五日当所第三会議室に於て、商業卸・小売正副部会長会議を開催、視察内容を詳細に報告、今後当市に於ても当然遭遇すべき問題として、種々の見地より検討協議をいたしました。

**宇都宮手形交換高 (単位千円)**

年 月	手形枚数	金 額
三十八年一月	三四、六七三	九、九九六、二八八
二月	三七、二二四	九、五五〇、八七四

**不 渡 手 形**

年 月	手形枚数	金 額
三十八年一月	四八二	三五、八三〇
二月	四八四	五〇、〇〇〇

**宇都宮銀行会 (八行加盟) 預金貸付高**

年 月	預 金	貸 付
三十八年一月	三五、〇七一、六一四	二〇、六七八、〇六五
二月	三四、三七三、五四九	二〇、九七五、〇八三

**宇都宮中小商工業施設改善資金融資状況**

年 月	摘要	件数	金 額
三十八年一月	申込分	〇	〇
二月	申込分	七	一、二九〇
三十八年一月	承認分	〇	〇
二月	承認分	七	一、二九〇

宇都宮市中小企業互助会運転資金状況

年 月	摘要	件数	金額
三十八年一月	申込分	一五八	三、七三〇
二月	申込分	二二五	五、〇二〇
	承認分		二、九八〇

第47回珠算能力検定試験結果発表表

日時 三八・二・一〇日 九時  
場所 宇都宮市旭中学校

級別	申込数	欠数	受験者数	合格数	満点数	%
一	七三	四	六九	九	一	一三
二	三七〇	六七	三〇三	二七	〇	九
三	一一二四	一三〇	〇八四	三三	三	三〇
四	一〇九	一〇	九九	三七	〇	三七
五	四七	九	三八	二一	〇	五五
六	六四	一	六三	三三	〇	五
合計	一、八七七	二二二	一、六五六	四五九	四	二七

昭和38年度各種検定試験施行期日決定のお知らせ

期日	種目	簿記	和文タイピスト	英文タイピスト	事務員	商業英語	珠算	計算尺	国民珠算競技大会	計算尺競技大会
38年4月									予選(第17回)地方大会(第17回)中央大会(第19日)	
5月		(第18回)2日	(第18回)12日	(第18回)4日						
6月		(第18回)9日								
7月					(定未)					
8月										
9月										
10月			(第19回)13日							
11月		(第19回)17日		(第19回)13日						
12月										
39年1月										
2月										
3月										

敬 弔

当所議員有限会社大橋製粉所代表取締役大橋徳市殿には、病氣療養中のところ、薬石効無く二月十二日午前十一時三十分逝去されました。葬儀は二月十四日午後二時より塙田町慈光寺に於て執行され、当所会頭を始め議員多数が参列致しました。御遺族に対し謹んで哀悼の意を表し御報告申し上げます。

菓子と食堂・食料品

味のデパート

# マスキ

3階 特別食堂

2階 お好み食堂

1階 菓子・パン

地々 食料品

宇都宮市相生町二荒山神社前  
TEL. 2-1166(代表)

### 技能検定試験に就いて！

昭和三十七年度前期技能検定合格者の方の氏名が次の通り発表になりました。既に御案内のこととは存じますが、本検定の趣旨は受験者の技能の程度を一定の基準によって検定するもので、これによって技能が一層みがかれ技能者の地位が向上することを期待して、職業訓練法に基づいて全国的に行なわれておるものです。検定を行う種目の範囲は毎年増加されておりますが、概ね次の十種目になっております。(板金・左官・建築大工・建具・機械・仕上・木工塗装・家具・建築塗装・タイル張工)内容は各種目とも一級・二級に分れていて、検定は第一次・第二次の二回に分れて行なわれます。皆さんのもっている技能の向上と地位の安定のため、ご関係業種の方の多数受験をおすすめ致します。(検定の時期・場所・その方法等くわしい内容に關しましての御質問は、県職業訓練課又は当所宛御遠慮なくお問合せ下さい)

#### 昭和37年度前期技能検定合格者発表

一級建築大工

合格番号	氏名	地区名	試験場名
2	別府惣太郎	宇都宮	栃木県総合職業訓練所
3	北条四郎	"	
12	中山明	"	
15	山形甲子	"	"

二級建築大工

6	薄井安之助	宇都宮	栃木県総合職業訓練所
---	-------	-----	------------

二級建具工

5	大山幸男	宇都宮	栃木県総合職業訓練所
---	------	-----	------------


創業明治19年

# 富貴堂

(本店) 宇都宮市江野町3,123番地  
パン・洋菓子・製造・販売  
(TEL (2)2029)

(支店) 宇都宮市川向町744番地  
駅弁当調製・販売  
(TEL (2)3013)

(販売部) 宇都宮市一条町東武デパート内  
パン洋菓子明治デラックス  
コーナー (TEL(2)9141)(内線26)

 喫茶 **フウキドール**

宇都宮市江野町オリオン通り TEL(2)2029

二級機械工

3	古谷英雄	宇都宮	栃木県総合職業訓練所
6	佐藤忠雄	"	
7	斉木秀雄	"	

二級仕上工 (治工具仕上作業)

1	及川慶吾	宇都宮	栃木県総合職業訓練所
2	村山覚一	"	
3	斎藤賢一	"	

二級仕上工 (機械組立作業)

2	木村俊雄	宇都宮	栃木県総合職業訓練所
3	高橋清文	"	
		"	

#### 定期行政苦情相談所御利用について

栃木県行政監察局

当局では前々から宇都宮商工会議所との共催により、次の通り定期的に、行政苦情相談所を開設し、市民の皆さまより行政に関する、色々な苦情を受理して、そのあつせん解決に努め、各方面より御好評を頂いております。どうぞどんな問題でも、御遠慮無く御相談下さるよう、おすすめ致します。

記

- 一、名称 「定期行政苦情相談所」
- 二、月日 毎月第一・第三月曜日十三時～十七時
- 三、場所 宇都宮商工会議所
- 四、担当者 行政管理局栃木行政監察局担当官
- 五、相談内容 「お役所仕事」に対する不平不満または要望・意見・質問等

#### 現物給与の取扱について

従業員の税の負担をいくぶんでも軽くして、実質的に給与を高くしてやることも今日の労務管理対策の一つと思われまふ。このことについて御参考迄に次の点を考えてみましょう。

- (一) 雇よう主が被よう者に社宅・寮等を貸与している場合、その家賃若しくは部屋代として徴収している金額が、その建物についての地代・家賃統制令の二分の一相当額以上であるときは、課税されません。
- (二) 通勤費の名目にて金銭で支給するときは、その金額の多少にかかわらず、すべて課税されますが、通勤用の定期乗車券そのものを交付する場合は、その金額が月額七五〇円までの部分については、課税されません。定期券を発行しない交通機関にて通勤する被よう者に対し、定期券に代え出勤日数に応じ乗車券又は代金相当額を交付する場合も、前項に準じて取扱われます。
- (三) 食事代の支給は、食費の全部又は一部を供する価格がその七割相当額が七〇〇円に満たないときは課税されませ

ん。従って一ヶ月の食事代が一、五〇〇円と致しますと食費として従業員から五〇一円以上徴収しておけば、会社が負担する金額は九九九円以下となり、その七割相当額は七〇〇円未満となりますから課税されぬ訳です。但し雇よう主がたまたま残業又は宿直をする被よう者に給する食事については全額課税されません。

(四)雇よう主が被よう者の着用する事務服等の被服を貸与するときは、被よう者が特定なもの(警察職員・郵便集配人・守衛等)を除き貸与の時に於ける給与所得として課税されますが、その被服が勤務先のみにて着用するもの(作業服や女子職員の制服等)については課税の対象になりません。

(四)雇よう主が被よう者に対する慰安のためにする祝宴・旅行・演芸会又は運動会等の費用については、被よう者に対する給与所得とはなりません。但し参加しなかった方にその費用に相当する金額を支給する場合、雇よう主の必要に基くもの以外を除いて、すべて被よう者に給与の支払があつたものとして、課税されます。

(六)本人が受取人となっている生命保険料の月額が合計三〇〇円までは会社が負担しても差支えなく、一年以内の保険契約の雇用主負担保険料についても、従業員の給与に加算して課税されませんし、火災保険や傷害保険の場合も同様です。

以上、現物給与の主な点について、かんたんに例をあげてみました。これだけの例をみても、単に月給が高いか安いか「理解ある会社」としての配慮如何によって従業員の勤労意欲が合法的に盛りあげられると思料せられますので今後の従業員対策の上に充分検討して頂きたいと思ひます。

(その他詳細についてのお問合せは、当所中小企業相談所 電(二)〇五三三へ御遠慮なくおたづね下さい)

「電話開通のお知らせ」

当所中小企業相談所(事務局入って右側)へこんど次のとおり専用電話が新設されました。どうぞすべてのお問合せに、御遠慮無く御利用下さるようお知らせ致します。

電話番号 宇都宮(二)〇五三三番

△法人税申告書の提出に就いて  
講習会開催予告!

納税義務のある法人の方は、各事業年度の終了した日から二ヶ月以内に、その年度の確定した決算に基づき、所要事項を記載した申告書を、税務署へ提出することになっておりますので、当所では次の通りこの書類の書き方に関して、講習会を開催の予定です。期日決定次第御案内を差し上げます。細に就きましては、期日決定次第御案内を差し上げます。

記

- 一、予定期日 四月二十五日ごろから三日間
- 二、場 所 当所第一会議室
- 三、講 師 宇都宮税務署担当係官

丈夫でスマート!  
すばらしい機動性です



オカムラの  
スチール家具

栃木県代理店  
相場商店

電話・宇都宮(2) 4304・6722・1715

当所会議室御利用のおすすめ

当所では、次のような使用料で、貸室を致しております。会議、その他の御集会にどうぞ御利用下さい。

記 (単位:円)

区分	区別	半日	一日	備考
二階ホール	非会員	一、〇〇〇	二、一〇〇	設備費用についでの上記以外金額を申請することがあります。
第一会議室	非会員	六、四〇〇	一、〇〇〇	
第三会議室	非会員	五、三〇〇	八、五〇〇	

但し、燃料(冬期のみ)及び電力特別使用の場合は右以外二〇〇円以上を頂きます。

経営の合理化と技術の改善に  
資料の活用をおすすめ致します!

当所の商工図書室には全国商工名鑑・法律・経済・経営に関する図書・参考書を豊富に用意して、皆さんの御自由な閲覧をお待ち致しております。また次のように統計・諸資料・録音テープ・スライド・フィルム等も備えて図書と共に貸出しの便宜もはかっておりますので、お店・工場での会合・研究会等で御活用いただければたいへんに有効と思ひます。

(録音テープ・スライドの紹介)

- ▲録音テープ
  - 「商談の進め方・まとめ方」 池経済研究所・池 基氏
  - 「賃金問題を中心とした労務管理」 労務行政研究所・中川 忠夫氏
  - 「ガラス店の経営」 日本大学講師・川西 登氏
  - 「企業内訓練とその傾向」 人事院・津曲 貞春氏
  - 「お客は何を考えているか」

東京系九(株)社長・須田 泰三氏

# 工具と鋼材

# アラマキ

Miyajimacho Utsunomiya

TEL. (2) 3,726-6,021-2,958

「店頭サービスの在り方」

東京都中小企業診断員・市川 和男氏  
「景気はいつからよくなるか」

日経新聞経済部長・中川 順氏

- ▲スライド・フィルム（商業スライド・シリーズ）
- 8 商店街活動
- 9・10 店員の一日（接客サービスの向上）（上下）
- 11 商店の労務管理・店員備入れと労働条件
- 12 商店の労務管理・福祉施設と余暇善用
- 13 包装の仕方・基本編
- 14 包装の仕方・応用編

（解説書録音テープ付）

中小企業相談所の御利用について

あなたのお店・工場の繁栄の為！

当所では中小企業の皆さんが、日常遭遇されるいろいろな経営上の問題について、専門指導員および経営指導員が個別の相談に応じております。相談内容はすべて極秘で、もちろん料金は一切頂きません。次のようなこと、特に金融については、各種金融機関と連携の上、申込書類の記入の仕方や、申込受付等も致します。

経営改善のお役に立ちたいと思えますので、お気軽に御利用下さい。

- ◇金融斡旋（国民金融公庫・商工中金・中小企業金融公庫・その他県・市の中小企業向け各種貸付 一切）
- ◇法律相談（毎月第一土曜日午後、栃木県弁護士会所属 弁護士担当）
- ◇税務相談（毎週火曜日税理士会所属税理士担当）
- ◇経理相談（毎週水曜日顧問税理士）
- ◇経営労務（毎週木曜日顧問企業診断員又は労務管理士）

◇発明相談（毎月第一金曜日顧問弁理士）

◇行政相談（毎月第一三三曜日、栃木行政監察局担当 係官）

なお右に關聯する、すべての経営上の御相談の受付は、午前九時より午後五時迄、毎日当所の経営指導員の各係員が担当致しております。（土曜日正午・日祭休日）

商店街又は組合等の御集会には、御都合によりましては夜分でも出張相談に応じます。その他屋外広告物条例による、事務代行等、どうぞ中小企業相談所を御利用下さい。

事務局だより

一月

- 一日 宇都宮商工会議所議員新年祝賀会開催、十時三十分、当所第三会議室  
保坂会頭外議員四十八名出席
- 二日 昭和三十八年新年名刺交換会開催、十一時当所二階ホール、宇都宮佐藤市長外一五〇名出席
- 四日 大谷石材協同組合新年会開催、四時、中村、荒收副会頭出席
- 八日 宇都宮法人会新年会、午後三時、中村、荒收副会頭出席  
オリオン通り歳末売出し抽籤会開催、十時三十分 当所第三会議室、星事務局長、小川次長出席
- 九日 宇都宮観光土産協同組合新年会開催、五時、江野町第一会議室、小川次長出席
- 十日 宇都宮木材同業組合新年会開催、四時、中村、荒收副会頭出席
- 十一日 宇都宮木材同業組合新年会開催、二時、木材会館、星事務局長出席  
東京瓦断株式会社社新築落成式、十二時、今泉新築社屋、荒收副会頭出席
- 十二日 ユニオン通り商店街新年会開催、三時、東武五階ホール、星事務局長、小川次長出席
- 十四日 宇都宮優良店会新年会、六時、金鍋、荒收副会頭出席  
宇都宮鉄道管理局本部役員会開催、十時、市役所公室、小川次長出席
- 十五日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催、二時、第一会議室、藤生専務理事出席
- 十六日 宇都宮青色申告会役員会開催、五時、第三会議室 星事務局長、新部職員出席
- 十七日 宇都宮青年会議所新年会、六時、二葉、荒收副会頭、星事務局長、小川次長出席
- 十八日 当所七十周年記念事業常任準備委員会記念事業関係委員会開催、十時、第三会議室
- 十九日 アトラクション関係委員会、二時、第三会議室
- 二十日 宇都宮板金工業組合新年会、鬼怒川あさや支店、小川（七）職員出席
- 二十一日 栃木県あられ工業組合新年会、三時、桜寿司総

本店、亀田職員出席  
 十七日 当所七十周年記念事業常任準備委員会式典関係委員会、十時、当所第三会議室、祝宴関係委員会、二時”  
 十八日 栃木県商工会議所連合会定例事務局局長会議開催、十時、当所第一会議室、星事務局局長出席  
 ” 新潟商工会議所常議員渡辺一雄氏当所会員状況調査のため来所、藤生専務理事出席  
 十九日 商工組合中央金庫新店舗の落成披露カクテルパーティー、一時、新店舗に於て、保坂会頭出席  
 二十日 第六回全日本計算尺競技大会開催、九時三十分、日本大学法学部講堂学生の部当市より宇都宮工業高等学校在学小島 大久保、篠崎、大武四選手出場す  
 廿一日 日商第十八回商工技術担当者会議開催、十時、丸ビル精養軒、小川次長出席  
 廿二日 宇都宮家具商工業組合優良従業員並に養成工表彰式、四時、三川屋、荒牧副会頭、星局長、小川次長出席  
 ” 水沢商工会議所工業部会役員十三名宮市あられ工場視察に来所、青木職員、中八、磯部両製菓工場を案内す  
 廿三日 日商第二十一回中小企業委員会開催、十時、日商会議室  
 ” 日商第七回地域経済開発特別委員会、二時、日商会議室  
 ” 日商第九十四回常議員会、三時、河合副会頭、小川次長出席  
 ” 国民金融公庫宇都宮支所新築落成式、二時、新社屋、保坂会頭、荒牧商店街連盟会長、小川次長出席  
 ” 建国記念日栃木県大会奉祝行事打合会開催、二時 栃木県神社庁、小川(七)職員出席  
 廿四日 常議員懇談会開催、一時三十分、当所第三会議室 保坂会頭外十八名出席  
 ” 議員懇談会開催、三時三十分、第一会議室、高橋副会頭外議員三十四名出席  
 ” 当所新年議員懇親会開催、五時、中村、議員四十九名出席  
 ” 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催、十時、当所第三会議室、藤生専務理事出席  
 ” 本日より相談所新設電話開通す「(2)〇五三三」  
 廿六日 栃木県米菓商工業組合新年会、二時、金鍋、小川次長出席  
 ” 宮市に於て石巻水産品展示即売会開催につき石巻市役所坂本係長外二名打合に来所  
 廿七日 宇都宮雨情祭、十時、羽黒山旧居に於て、藤生専務理事出席  
 廿八日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催、十時、藤生専務理事出席  
 ” 栃木県交通対策協議会第二回観光部会開催、十時三十分、くろかみ荘、星事務局局長出席  
 ” 宇都宮市商工観光課長歓迎会開催、五時、中村荒牧副会頭、星事務局局長、小川次長出席  
 廿九日 新春経済講演会開催、一時、日本経済新聞経済部長中川順氏、聴講者九十七名  
 三十日 工業開発計画説明会開催、一時、東武五階ホール 星事務局局長、小川次長、小川(七)、亀田職員出席

二月

一日 中小企業金融公庫貸付相談説明会開催、十時、みくら山会館、来談者九名  
 ” 中小企業金融公庫朝倉第二融資課長 福島課長補佐  
 ” 二時三十分より両先生を囲み金融について懇談会開催、藤生専務理事出席  
 ” 發明相談開催、堀田先生  
 二日 栃木県食品工業協会新年会開催、一時、くろかみ荘、新部職員出席  
 四日 埼玉県北本町商工会役員五十名当市商店街視察に来所  
 五日 当所運営委員会開催、十一時、当所第三会議室、出席議員十二名  
 ” 宇都宮市中央公民館建設促進委員会理事に藤生専務理事、岩田文化部会長推せんぞる  
 六日 第九回公衆浴場審議会開催、十時、衛生民生部長室、藤生専務理事出席  
 ” 栃木県商工会議所連合会事務打合会開催、十時、星事務局局長出席  
 七日 建国記念日打合会開催、一時、神社庁、星事務局局長出席  
 八日 当所七十周年記念事業祝典関係委員会開催、十時三十分、当所第三会議室  
 ” 宇都宮労働基準協会役員会開催、二時、中村、藤生専務理事出席  
 ” 發明協会関係工場視察、前八時当所前集合、千葉県野田醬油、旭硝子両工場見学、当所議員並に發明協会々員等四十四名  
 九日 関東商工会議所連合会幹事会開催、十一時、東商会議室、藤生専務理事出席  
 十日 第四十七回珠算能力検定試験施行、九時、旭中学校、受験者一、七二〇名  
 十一日 栃木県青年学級研究協議会開催、十一時、くろかみ荘、小川(七)職員出席  
 ” 連合会事務局局長会議開催、十時、当所第三会議室 星事務局局長出席  
 十二日 青少年問題協議会開催、二時、市役所正庁、藤生専務理事出席  
 十三日 当所常議員懇談会開催、十一時、高橋副会頭外十二名出席  
 ” 当所工業・交通・運輸・建設各部会合同会議開催一時、当所第三会議室、出席者二十八名  
 ” 宇都宮工業地区適地調査委員会開催、一時、宇都宮市役所自民党第三控室、高橋副会頭出席  
 十四日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催 十時、第三会議室、藤生専務理事出席  
 ” 大橋徳市議員告別式、二時、慈光寺、荒牧副会頭 弔辞朗読す  
 ” 十四日 石巻水産製品展示即売会、市内小売店々頭にて販売  
 十五日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催、十時、藤生専務理事出席  
 十六日 宇都宮小売酒販組合従業員表彰式開催、十一時、東武五階ホール、藤生専務理事出席  
 十七日 宇都宮青果物商組合第四十五回定時総会開催、十時、東武五階ホール、藤生専務理事出席  
 十八日 「社会ではどんな人を要望しているか」について座談会開催、一時、旭中学校、藤生専務理事出席

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	
穀類・粉製品	うるち米(配給)	1kg	93	野菜・果実	大根	1kg	10	畜産食品	牛肉	100g	70	加食料工品	竹輪	100g	9	
	"(非配給)	"	98		キャベツ	"	40		豚肉	"	60		たくあん	"	6	
	"(外米)	"	—		ねぎ	"	20		牛乳	180cc	14		菓子	ビスケット	1包	100
	"(準内地米)	"	83		玉ねぎ	"	80		鶏卵	1本	27			キャラメル	1函	20
	もち米	"	111		りんご	"	80		バター	1函	180			ドロップ	100g	25
	精麦	"	55		みか	"	120		調味料	醤油	1本			195	せんべい	"
小麦粉	"	55	水産食品	まぐろ	100g	18	味噌	1kg		86	嗜好品	清酒	1本	460		
小豆	100g	18		さば	"	6	化学調味料	1かん		190		ビール	"	115		
食パン	"	10		いわし	"	—	砂糖	1kg		140		焼酎	"	345		
干うどん	"	6		いか	"	6	食用油	1ℓ	180	ウイスキー		"	300			
野菜実	かんしょ	1kg		30	塩さけ	"	50	加食料工品	豆腐	100g	6	ジュース	"	300		
	ばれいしょ	"		40	煮干	"	30		油あげ	"	30	緑茶	100g	40		

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格
嗜好品	紅茶	1かん	150	織品	作業服	1着	1,850	燃料	木炭	1俵	600	雑品	洗濯せっけ	1袋	450
	たばこ(いこい)	1函	50		男子メリヤスシャツ	1枚	220		まき	1束	70		クリーム	1個	120
織品	晒木綿	1m	24		男子ワイシャツ	"	800		石炭	1叭	170		新聞	1ヶ月	450
	ポプリン	"	80		男子くつ下	1足	180		れん炭	1袋	300		男子革靴	1足	3,000
	キャラコ	"	75		婦人くつ下	"	400		ガソリン	1ℓ	47		運動靴	"	300
	ネル地	"	85		毛糸	500g	1,400		家庭用機械器具	テレビ	1台		52,000	た	"
	サージ	"	1,350	打綿	1本	1,200	電気洗濯機	"		23,000	ちり紙	100枚	17		
オーバー地	"	1,550	建築材料	杉角材	1立方m	28,800	電球	1個		60	ノート	1冊	20		
富士絹	"	350		杉板材	1平方m	195	自転車	1台	16,000	飯茶わん	1個	20			
ナイロンサージ	"	220		セメント	1袋	370	時計	1個	4,500	なべ	"	430			
品	男子背広服	1着	9,200	くぎ	100g	7	雑品	感冒薬	1箱(25錠)	130	マッテ	1袋(10箱)	35		
	男子学生服	"	3,500	畳表	1枚	430		栄養剤	"(30錠)	220	鉛筆	1本	10		
				板ガラス	"	60					フィルム	"	180		

### 小売物価調査報告表

(昭和三十八年二月現在)

十九日 宇都宮市社会教育委員会開催、十時、宇都宮市役所正庁、藤生専務理事出席  
 二十日 第九十五日商常議員会開催、三時、東商会議室藤生専務理事出席  
 廿二日 栃木県内中小企業互助会協議会開催、十時、松寿苑 藤生専務理事出席  
 廿二日~廿三日 技術革新講習会開催、十時、みくら山会館、参加者四十九名  
 廿五日 県内商工会議所小売物価担当者会議開催、十時、吉田指導員出席  
 商業卸・小売部会正副部長会議開催、十一時、

廿六日 藤生専務理事の高崎商業卸団地視察報告について出席議員九名  
 廿七日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催、十時氏新任挨拶に出席  
 廿七日 関東商工会議所連合会幹事会開催、正午、東商ビル二階、藤生専務理事出席  
 県内商工会議所専務理事・事務局長先進地視察、静岡県静岡市・三島市、星事務局長同行す  
 栃木県調理師会懇親会開催、五時、中村、小川次長出席

小売物価平均類別指数比較表

宇都宮商工会議所  
(昭和35年=100)

(昭和37年1月～昭和38年1月)

調査年月日	区分	総平均	食料品	内 訳								繊維品	建築材料	燃料灯火	家庭用機器	雑品
				穀類粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品					
昭和37年1月15日	1 全国平均	106.3	108.0	104.8	141.4	116.6	108.5	105.1	120.8	103.1	102.6	101.7	118.0	115.5	98.2	105.9
	2 宇都宮 //	106.2	106.9	101.9	134.2	95.3	104.1	103.5	112.4	102.5	101.4	98.2	106.5	117.5	100.0	103.3
2月15日	1 全国平均	106.1	108.0	105.2	143.4	115.7	106.6	105.4	121.5	103.4	102.7	700.8	118.5	114.6	98.2	105.8
	2 宇都宮 //	106.9	108.2	101.9	147.6	94.2	102.4	103.5	112.4	102.5	101.4	93.5	187.5	116.5	100.0	105.8
3月15日	1 全国平均	106.4	108.7	105.2	149.6	116.6	107.1	105.5	122.7	103.7	102.6	100.6	119.1	114.1	97.1	105.9
	2 宇都宮 //	109.1	111.8	101.9	170.7	100.0	102.7	103.5	112.4	102.5	101.4	95.3	109.0	114.3	100.0	105.8
4月15日	1 全国平均	106.3	108.4	105.5	155.7	119.3	106.7	105.6	122.9	104.2	97.5	101.4	118.4	113.5	97.5	105.6
	2 宇都宮 //	108.8	111.1	101.9	164.8	105.2	105.5	103.5	112.5	102.5	93.5	95.9	109.0	114.3	100.0	105.8
5月15日	1 全国平均	107.1	109.8	105.3	172.6	118.6	106.9	105.3	124.2	104.5	97.5	102.3	118.4	112.4	97.1	105.9
	2 宇都宮 //	108.4	110.6	101.9	160.6	106.8	103.6	103.5	112.5	102.5	93.5	95.9	109.3	114.3	100.0	105.8
6月15日	1 全国平均	106.3	108.3	105.7	153.9	118.3	107.1	104.8	124.4	104.5	97.5	102.0	117.4	110.9	97.0	106.2
	2 宇都宮 //	107.8	109.2	101.9	168.5	94.4	101.8	101.7	112.5	102.5	93.5	95.9	109.4	114.3	100.0	105.8
7月15日	1 全国平均	106.3	108.9	105.8	160.6	119.2	108.0	105.1	123.8	104.7	97.8	100.9	116.7	110.5	96.8	105.9
	2 宇都宮 //	105.8	106.7	101.9	134.3	96.6	107.2	101.7	112.5	106.2	93.5	95.9	108.2	112.6	100.0	105.8
8月15日	1 全国平均	106.3	109.1	105.7	162.9	117.0	109.7	104.7	125.7	104.6	97.8	100.2	117.5	110.1	96.5	106.1
	2 宇都宮 //	107.2	109.0	102.2	154.8	88.7	108.9	101.7	112.5	106.2	97.2	95.9	108.2	112.6	100.0	105.8
9月15日	1 全国平均	106.5	108.8	106.3	157.5	117.2	110.7	104.8	126.2	105.5	97.9	100.9	118.1	110.0	96.5	106.3
	2 宇都宮 //	106.1	106.8	102.2	128.2	94.6	112.3	101.7	112.5	106.2	97.2	95.9	110.0	112.6	100.0	105.8
10月15日	1 全国平均	106.5	108.1	106.1	145.4	118.3	112.4	104.8	126.6	105.4	98.0	103.1	118.6	110.7	96.5	106.5
	2 宇都宮 //	106.2	106.9	102.2	125.5	97.2	112.3	101.7	112.5	106.2	98.3	95.9	111.0	112.6	100.0	105.8
11月15日	1 全国平均	106.1	106.5	106.4	122.9	116.7	113.2	104.8	126.4	105.3	98.1	103.6	119.0	112.2	96.4	107.7
	2 宇都宮 //	105.1	104.7	102.2	110.6	98.8	112.3	101.7	107.8	106.2	98.3	95.9	111.5	114.7	100.0	106.8
12月15日	1 全国平均	108.1	110.1	111.5	127.7	117.6	114.9	105.2	127.7	105.6	98.3	103.7	119.1	115.1	96.6	108.8
	2 宇都宮 //	106.9	107.1	120.1	108.9	96.8	113.2	101.7	107.6	110.6	98.3	97.5	111.5	117.7	106.8	106.9
38年1月15日	1 全国平均	108.6	112.0	111.7	135.3	128.9	113.6	105.4	128.4	106.9	98.3	102.4	119.5	116.2	96.5	108.2
	2 宇都宮 //	107.2	107.3	120.1	108.7	101.4	111.3	101.7	107.6	110.0	98.3	97.5	111.5	119.5	99.9	106.8

宇都宮の全商工業者は一人残らず  
**会員倍加運動実施中**  
商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所は夫々の地域の経済発展を目指して事業を図っています。  
◇商工会議所は商工業者のサービス機関です。  
◇商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。